

<h1>高知県公報</h1>	<p>発 行 高 知 県 高 知 市 丸 ノ 内 一 丁 目 2 番 20 号 発 行 日 毎 週 2 回 (火曜日・金曜日)</p>
----------------	---

目 次	ページ
告 示	
○特定水産資源の採捕の停止の命令 (漁業管理課)	1
◎「出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託」に係る公金事務の委託 (元気な未来創造課)	1
◎高知県立人権啓発センターに係る使用料に係る公金事務の委託 (人権・男女共同参画課)	1
○種畜証明書の有効期間の延長の通報 (畜産振興課)	1
○保安林の指定施業要件の変更予定の通知 (治山林道課)	1
○国土調査の成果の認証 (用地対策課)	1
○道路の区域変更 (道 路 課)	2
公 告	
○土地改良区の役員の就退任 (2件) (農業基盤課)	2
○土地改良区の定款変更の認可 (2件) (")	2
落札公告	
○落札者等の公告 (2件) (公園上下水道課)	2

告 示

高知県告示第238号の2
くろまぐろ（30キログラム未満の小型魚に限る。以下同じ。）の漁船漁業（養殖用種苗を除く。以下同じ。）による採捕の数量が、漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定により定めた知事管理漁獲可能量の期間別（令和8年4月1日から同年6月30日まで）の数量を超えているため、同法第33条第2項第1号の規定に基づき、令和8年4月9日から同年6月30日までの間、くろまぐろの漁船漁業による採捕の停止を命ずる。
令和8年4月8日（掲示済）
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第284号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年4月1日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり

告示する。
令和8年4月24日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市駅前町5番5号 大同生命高知ビル2階	一般社団法人高知県法人会連合会	「出会い・結婚・子育て応援窓口運営業務等委託」により支給する助成金	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第285号
地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき指定公金事務取扱者を令和8年4月1日に指定し、公金事務を同日に委託したので、同条第2項の規定により次のとおり告示する。
令和8年4月24日
高知県知事 濱田 省司

指定公金事務取扱者		指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出	委託期間
事務所の所在地	名称		
高知市本町四丁目1番37号	公益財団法人高知県人権啓発センター	高知県立人権啓発センターに係る使用料（調定事務を除く。）	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

高知県告示第286号
家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第6条第2項の規定に基づく種畜証明書の有効期間の延長について、同法第8条第1項の規定により農林水産大臣から有効期間内に検査を行うことができない家畜の種畜証明書については有効期間を当該有効期間の末日から起算して6月を経過した日までに限り延長した旨の通報があったので、同条第2項の規定により告示する。
令和8年4月24日
高知県知事 濱田 省司

高知県告示第287号
農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更す

る予定である旨の通知があったので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において読み替えて準用する同法第30条の規定により告示する。
令和8年4月24日
高知県知事 濱田 省司

- 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
吾川郡いの町上八川上分字カチャアレ11166、字シデノキ9976、9978、字シンノシバ9927の1、9927の2、9928、字ゼニガメ9975の1、9975の2、字トビノス9923、字ヲノスミ5790、5791、5793の1、5793の2、5794、5795、5796の1、5797、字下トビノス9925、9926、字宮ノヒラ11148、11149、11153、11156、11157、字上ナガタニ9972、9973の1から9973の3まで、9974の1、9974の2、字上ヲモアレ9918の1から9918の3まで、9919から9921まで、字西カマグラ11158から11160まで、11165、字西カメゲ谷5799、5801、5803から5807まで、字東カマグラ5754、5772、5774から5776まで、5778、5780から5782まで、字東カメゲ谷5808、5811、5813、5814
- 保安林として指定された目的
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
(1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を高知県林業振興・環境部治山林道課及びいの町役場に備え置いて縦覧に供する。)

高知県告示第288号
香南市野市町下井字ナノ丸及びウノ丸の各一部地区並びに幡多郡大月町春遠の一部地区における地籍調査の成果は、国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第4項の規定により次のとおり告示する。
令和8年4月24日
高知県知事 濱田 省司

- 調査を行った者の名称
(1) 香南市
(2) 大月市
- 調査を行った地域及び時期
(1) 香南市野市町下井字ナノ丸及びウノ丸の各一部
平成30年度から令和7年度まで

(2) 幡多郡大月町春遠の一部
平成13年度から令和7年度まで

3 成果の名称

- (1) 香南市地籍図及び地籍簿
- (2) 大月町地籍図及び地籍簿

4 認証年月日

令和8年4月24日

高知県告示第289号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、
道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、令和8年4月24日から2週間高知県土木部道
路課及び高知県須崎土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 四国カルスト公園
- 3 道路の区域

区 間	変更前 後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
高岡郡津野町芳生野 字アザミヨ乙4902番 5から	前	6.2	328
		22.4	
高岡郡津野町芳生野 字天狗瀧乙4922番2 まで	後	13.4	328
		25.7	

公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、
安芸市川北土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した
役員の届出があった。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	門田 伸夫	安芸市川北甲3683番地5
〃	吉本 晃	〃 〃 2982番地
〃	大井 達也	〃 〃 829番地
〃	樋口 延幸	〃 〃 1059番地1
〃	樋口 篤	〃 〃 1404番地
〃	樋口 なぎさ	〃 〃 1016番地

〃	西岡 秀輝	〃 〃 2506・2507合番地
〃	萩野 嘉雄	〃 〃 2023番地
監事	有澤 豊	〃 〃 830番地
〃	小松 俊治	〃 〃 4309番地
〃	大久保暢夫	〃 井ノ口乙882番地

(就任)

理事	門田 伸夫	安芸市川北甲3683番地5
〃	吉本 晃	〃 〃 2982番地
〃	大井 達也	〃 〃 829番地
〃	徳廣 勇一	〃 〃 1052番地
〃	樋口 篤	〃 〃 1404番地
〃	中川 洋文	〃 〃 4524番地1
〃	福島 美鈴	〃 〃 1093番地
〃	西岡 秀輝	〃 〃 2506・2507合番地
〃	萩野 友彦	〃 〃 2168番地1
監事	樋口 昌行	〃 〃 1008番地
〃	竹内 由美	安芸郡安田町東島3837番地
〃	大久保暢夫	安芸市井ノ口乙882番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第18項の規定により、
西島土地改良区から次のとおり退任し、及び就任した役員の
届出があった。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

役名	氏名	住 所
(退任)		
理事	鶴田亀代志	安芸郡安田町西島406番地3
〃	門脇 正純	〃 〃 安田1914番地
〃	南 範雄	〃 〃 西島202番地
〃	井上 章夫	〃 〃 177番地
〃	手島 力	〃 〃 東島627番地1
〃	武内孝二郎	〃 〃 西島661番地1
〃	西山 明広	〃 〃 368番地
監事	齊藤 久高	〃 〃 東島442番地4
〃	南 宏司	〃 〃 西島148番地1
(就任)		
理事	鶴田亀代志	安芸郡安田町西島406番地3
〃	門脇 正純	〃 〃 安田1914番地
〃	南 範雄	〃 〃 西島202番地
〃	井上 章夫	〃 〃 177番地
〃	手島 力	〃 〃 東島627番地1
〃	武内孝二郎	〃 〃 西島661番地1
〃	西山 明広	〃 〃 368番地
監事	齊藤 久高	〃 〃 東島442番地4

〃 南 宏司 〃 〃 西島148番地1

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、
安芸市川北土地改良区の定款の変更を令和8年4月8日に認
可した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、
高知南国土地改良区の定款の変更を令和8年4月8日に認可
した。

なお、この認可については、この認可があったことを知った日
の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟にお
いて高知県を代表する者は、高知県知事となる。)、当該認可の
取消しの訴えを提起することができる。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

落 札 公 告

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める
政令(平成7年政令第372号。以下「政令」という。)第12条及
び高知県特定調達契約事務取扱規則(平成7年高知県規則第125
号)第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告す
る。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高須浄化センター産業廃棄物(下水汚泥)処分委託業務 一
式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部公園上下水道課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
住友大阪セメント株式会社高知工場 須崎市押岡123番地
- 5 随意契約に係る契約金額
1トン当たり 15,950円
- 6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため



地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「政令」という。）第12条及び高知県特定調達契約事務取扱規則（平成7年高知県規則第125号）第8条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

令和8年4月24日

高知県知事 濱田 省司

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
高須浄化センター産業廃棄物（下水汚泥）収集・運搬・処分委託業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部署の名称及び所在地
高知県土木部公園上下水道課 高知市丸ノ内一丁目2番20号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和8年3月26日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社E-システム 愛媛県松山市松末一丁目1番5号
- 5 随意契約に係る契約金額
 - (1) 収集及び運搬費
1トン当たり 3,850円
 - (2) 処分費
1トン当たり 16,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約によることとした理由
政令第11条第1項第1号に該当するため